

甲第A112号証

○コンサルタント等契約事務取扱細則

(平成15年10月1日細則(調)第9号)

改正 平成15年12月15日細則(調)第26号 平成16年9月30日細則(調)第22号
平成18年4月1日細則(総)第8号 平成20年10月1日細則(調)第43号
平成22年3月30日細則(調)第8号 平成23年4月15日細則(調)第26号

(趣旨)

第1条 この細則は、独立行政法人国際協力機構会計規程(平成18年規程(経)第3号。以下「規程」という。)第6条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)がコンサルタント等と締結する業務に係る業務実施契約又はコンサルタント役務提供契約(以下「契約」という。)に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(契約台帳)

第2条 契約担当役は、コンサルタント等と契約を締結したときは、その都度必要な事項を記録しておかなければならない。

(資格審査)

第3条 契約担当役は、調達部長が別に定める取扱要領に基づき、あらかじめコンサルタント等を資格審査し、資格審査の結果、参加要件を満たす者(以下「有資格者」という。)に関する情報等を管理するものとする。

(契約の相手方の選定の原則)

第4条 契約担当役が、規程第23条第1項に基づき契約の相手方の選定を行う場合は、第16条第1項の各号及び第2項に該当する場合を除き、業務実施契約における技術提案書(以下「プロポーザル」という。)又はコンサルタント役務提供契約における簡易技術提案書(以下「簡易プロポーザル」という。)により、コンサルタント等の所有する高度な成果を達成し得る能力等を評価することによって、競争的に契約の相手方を選定する方式(以下「プロポーザル方式」という。)によるものとする。

2 業務実施契約のうち、契約に基づき実施される業務の規模その他の条件を勘案し、別に定める要件を満たす契約(以下「業務実施契約簡易型」という。)については、前項の規定にかかわらず、簡易プロポーザルを用いた選定手続きによることができる。

(プロポーザル方式の手続)

第5条 プロポーザルにより契約の相手方を選定する場合の手順は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 公示内容の確定及びコンサルタント等に提示する業務指示書の作成
- (2) 業務指示書に基づいてコンサルタント等から提出されるプロポーザルを評価する評価表の作成
- (3) 予定価格の積算
- (4) 公示によるプロポーザルの提出依頼及び業務指示書の提示
- (5) コンサルタント等から提出されるプロポーザルの受理
- (6) プロポーザルに係るコンサルタント等によるプレゼンテーションの実施
(必要な場合)
- (7) プロポーザルの評価及び交渉順位の決定
- (8) 交渉順位に基づく契約交渉
- (9) 契約の相手方となるコンサルタント等の決定と契約の締結

- 2 簡易プロポーザルにより契約の相手方を選定する場合の手順は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 公示内容の確定
 - (2) 簡易プロポーザルを評価する評価表の作成
 - (3) 予定価格の積算
 - (4) 公示による簡易プロポーザルの提出依頼
 - (5) コンサルタント等から提出される簡易プロポーザルの受理
 - (6) 簡易プロポーザルに係るコンサルタント等によるプレゼンテーションの実施（必要な場合）
 - (7) 簡易プロポーザルの評価及び交渉順位の決定
 - (8) 交渉順位に基づく契約交渉
 - (9) 契約の相手方となるコンサルタント等の決定と契約の締結
(コンサルタント等選定委員会及び審査委員会)

第6条 契約担当役は、コンサルタント等と契約を締結しようとするときは、当該案件に係る次に掲げる事項について、別に定めるコンサルタント等選定委員会（以下「委員会」という。）に付議するものとする。ただし、コンサルタント等との契約によって実施する業務の全体工程を複数の契約期間に分割して業務を行う場合であって、委員会の審議を経てプロポーザル方式により選定された最初の契約期間の契約の相手方を、引き続き次期契約期間以降の契約において当該業務の契約の相手方として選定するときには、委員会への付議を省略することができる。

- (1) 業務指示書に関すること。
 - (2) プロポーザル若しくは簡易プロポーザル（以下「プロポーザル等」という。）の評価表に関すること。
 - (3) コンサルタント等からのプロポーザル等に係るプレゼンテーションの実施に関すること。
 - (4) プロポーザル等の評価及び契約交渉の順位に関すること。
 - (5) 当該案件が第16条第1項第1号、第3号及び第2項に該当すると考えられる場合にあっては、契約の相手方、選定の理由及び根拠規定に関すること。
 - (6) 当該案件が業務実施契約簡易型又はコンサルタント役務提供契約により実施され、公示を行う場合にあっては、公示内容に関すること。
 - (7) その他特に必要な事項に関すること。
- 2 当該案件が次に掲げる各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める委員会の審議のほか、別に定めるコンサルタント等選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経なければならない。ただし、審査委員会の長が特に認めた場合は、審査委員会の審議を省略することができる。
- (1) 第16条第1項第1号、第3号及び第2項の規定に基づきコンサルタント等を選定する場合
 - (2) 当該業務の発注見込金額が5,000万円以上の場合
- 3 前項に定める審査委員会は、当該案件に係る次に掲げる事項について審議するものとする。
- (1) 契約の相手方に関すること。
 - (2) 選定の理由に関すること。

- (3) 根拠規定等に関すること。
- (4) その他特に必要な事項に関すること。
(業務指示書等)

第7条 コンサルタント等に提示する業務指示書には、当該業務について、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の目的、内容等に関する事項(業務の背景、目的、対象地域、範囲及び内容、報告書作成手続等)
 - (2) 業務実施上の条件(業務の工程、業務量の目途、主要機材、対象国の便宜供与、貸与資料目録等)
 - (3) プロポーザル等に記載されるべき事項
 - (4) プロポーザル等の評価
 - (5) その他必要な事項(プロポーザル等提出の手続、前条第1項第3号によりコンサルタント等からのプレゼンテーションが必要と判断された場合その実施についての通知、第11条第3項に規定する見積価格とその算出根拠の提出方法、契約の手続等)
- 2 当該案件が業務実施契約簡易型又はコンサルタント役務提供契約により実施され、公示を行う場合にあっては、公示内容を業務指示書に代わるものと位置付ける。

(評価表の作成)

第8条 評価表の作成に当たっては、別に定める評価基準を参考として、当該業務に係る業務指示書の内容に応じ評価すべき項目(以下「評価項目」という。)及び評価項目ごとの評価配点限度を定めておくものとする。ただし、評価項目は、当該業務の性質又は目的によって追加又は選択できるものとする。

(競争参加の制限)

- 第9条 次に掲げる者は原則としてプロポーザル等を提出することができない。
- (1) 第3条に規定する有資格者ではない者
 - (2) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づき契約競争参加資格停止措置を受けている者
 - (3) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (4) 各種評価・審査業務を行う場合であって、当該業務の対象となる業務を行った者
 - (5) 当該業務のTOR(Terms of Reference)の確定を目的とした業務を先に行つた者
 - (6) その他、先に行われた業務等との関連で、その業務を行つた者が不当に有利となるなど利益相反が生じるものと契約担当役が判断したとき
(プロポーザルの提出依頼等)

第10条 契約担当役は、当該業務に係る公示を行い、かつ提出期限を示して、コンサルタント等に対しプロポーザル等の提出を求めるものとする。

- 2 公示後にコンサルタント等に提示する業務指示書について、必要と認める場合においては、業務指示書に添えて関連資料を提示するものとする。
- 3 プロポーザル等の提出依頼は、原則として、提出期限日から起算して14日前までに行うものとする。ただし、公示後に業務指示書を提示する場合、業務指示書の提示はプロポーザル提出期限日から起算して14日前までに行うものとする。

- 4 コンサルタント等に対し、プロポーザル等の作成、提出に要する費用は、支払わない旨明示しておくものとする。
(プロポーザル等)

第11条 コンサルタント等から提出されるプロポーザルには、原則として、次に掲げる事項を記載させるものとする。ただし、当該業務の性質又は目的によって追加又は選択できるものとする。

- (1) コンサルタント等の経験、能力等

類似業務の経験、対象国又は対象国近隣地域若しくは対象国類似地域での業務の経験、支援体制及びその他参考となる情報

- (2) 業務の実施方針等

業務実施の基本方針、業務実施の方法、作業計画、要員計画、業務従事者ごとの分担業務内容、現地業務に必要な資機材及び便宜供与依頼事項等

- (3) 業務従事予定者の経験、能力等

業務従事者ごとの類似業務の経験、対象国又は対象国近隣地域若しくは対象国類似地域での業務の経験、語学能力、学歴、取得学位、資格等及び総括責任者については、特に総括責任者としての経験、能力等

- 2 コンサルタント等から提出される簡易プロポーザルには、原則として、次に掲げる事項を記載させるものとする。ただし、当該案件の性質又は目的によって追加又は選択できるものとする。

- (1) 業務従事予定者の推薦理由

- (2) 業務の実施方針

- (3) 業務従事予定者の経験能力等

- (4) 特記すべき類似業務の経験

- 3 プロポーザル等の提出にあたっては、原則として当該業務の実施を前提とした見積価格とその算出根拠を記載した書面を分離、密封して添付させるものとする。ただし、この書面は、次条第3項の規定による場合を除き、交渉順位が決定するまでは開封してはならないものとする。

- 4 コンサルタント等が、他のコンサルタント等に所属する技術者等の協力を受けて業務を実施する予定の場合は、その旨プロポーザル等に明記させるものとする。

- 5 コンサルタント等が他のコンサルタント等と共同企業体を結成して業務を実施する予定の場合は、その旨プロポーザル等に明記させるものとする。

- 6 プロポーザル等の全部又は一部の変更は、提出期限内に限り認めるものとする。

- (プロポーザル等の評価と交渉順位の決定)

第12条 契約担当役は、受理したプロポーザル等について評価表に基づき評価し、評点の高い順に応じコンサルタント等の交渉順位を決定するものとする。この場合において、コンサルタント等及び業務従事者に係る過去の実績評価を、必要に応じ、別に定めるところにより、プロポーザル等の評価に反映するものとする。

- 2 第5条第1項第6号又は同条第2項第6号によりプレゼンテーションを実施した場合には、プロポーザル等の評価にプレゼンテーションによる評価を加えるものとする。

- 3 プロポーザルの評価の結果、各コンサルタント等の評点について第1順位と第2

順位以下との差が僅少である場合は、第1項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により提出された見積価格とその算出根拠を参考として交渉順位を決定するものとする。

- 4 第1項及び前項の規定によりプロポーザル等を評価した結果、評点が同点となつた場合、くじ引きにより交渉順位を決定するものとし、くじはプロポーザル等の評価事務に関係のない職員が引くものとする。

(通知)

第13条 契約担当役は、交渉順位を決定したときは、コンサルタント等に対し、その結果を通知し、第1順位のコンサルタント等に対しては、併せて契約交渉を申し入れるものとする。

- 2 契約担当役は、次条第1項に定めるところにより、第1順位のコンサルタント等との契約交渉の結果、契約の締結にいたらなかった場合は、第2順位のコンサルタント等に契約交渉を行う旨通知するものとする。以下同様の方法による。

(契約交渉)

第14条 契約担当役は、第1順位のコンサルタント等と契約金額その他契約の締結に必要な事項について契約交渉を行うものとする。

- 2 契約交渉を行った結果、第1順位のコンサルタント等と合意にいたらなかった場合には、次の順位のコンサルタント等と交渉を行うものとする。以下同様の方法による。

(契約の解除)

第15条 契約担当役は、契約の相手方が次に掲げる各号の一に該当する場合又は機構の事業運営上必要がある場合は、契約を解除することができるよう約定しておかなければならぬものとする。

(1) 正当な理由によらないで契約の全部又は一部を履行しないとき又は約定期限までに債務の履行を完了する見込みがないとき。

(2) 正当な理由により契約の解除を申出たとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約上の業務に違反していると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において既済部分があるときは、契約担当役が特に必要があると認めるものについて出来高に応じた正当な価格をもって、これを引き取ることができるものとする。

(プロポーザル方式によらない選定方法)

第16条 契約担当役は、次に掲げる場合においては第4条に定めるプロポーザル方式によらないで契約の相手方を選定することができる。

(1) 当該業務に必要な著作権、工業所有権等の排他的権利の保護との関連を有する場合又は排他的権利に該当しないものの、当該業務に必要な技術が特定のコンサルタント等にしかないことが明らかである場合。

(2) コンサルタント等との契約によって実施する業務の全体工程を複数の契約期間に分割して業務を行う場合であって、委員会の審議を経てプロポーザル方式により選定された最初の契約期間の契約の相手方を、引き続き次期契約期間以降の契約において当該業務の契約の相手方として選定する場合又は原則として過去1年以内に先行業務を実施した契約の相手方が、その先行業務で得た知見、手法等を活用して当該業務を行うことが効率的、経済性等の観点から有利

であることが明らかである場合。

(3) 極めて緊急な場合や、機構の行為を公にすることが機構にとって不利益である場合等特別な事由がある場合。

2 契約担当役は、プロポーザル方式による選定手続きを行った結果、プロポーザル等を提出する者がなかった場合又はコンサルタント等からプロポーザル等の提出があったが、当該プロポーザル等の評価の結果、当該コンサルタント等では目的の達成が困難であると認められる場合においては、第4条に定めるプロポーザル方式によらないで契約の相手方を選定することができる。

3 前2項の規定により契約の相手方を選定する場合においても、契約の相手方から第11条に定めるところによりプロポーザル等の提出を求めるものとする。

(監督)

第17条 監督職員(規程第29条第1項及び第4項の規定に準じ監督を行う職員をいう。以下同じ。)は、コンサルタント等と締結した契約に係る契約相手方の業務の実施について、契約書及びその他関係書類に定められた範囲において、当該契約の適正な履行を確保するための監督を行うものとする。

2 監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようになるとともに、監督において特に知り得た業務上の秘密に属する事項はこれを他に漏らしてはならない。

3 監督職員は契約担当役と緊密に連絡するとともに、契約担当役の要求に基づき、又は隨時に、監督の実施状況についての報告をしなければならない。

(検査)

第18条 検査職員(規程第29条第2項及び第4項の規定により検査を行う職員並びに第5項の規定により検査を行う職員以外の者をいう。以下同じ。)は、コンサルタント等と締結した契約について、業務の完了を確認するため、契約書及びその他関係書類に定められた範囲において、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 契約書及びその他の関係書類に記載されている事項に相違なく成果品が完了しているかどうかを確認するための検査
- (2) 納期、納入場所、数量などを契約書その他の関係書類に基づき確認するための検査
- (3) その他必要と認められる事項についての検査

(調達部長への委任)

第19条 書類の書式、その他この細則の実施に必要な事務手続きは、調達部長が別に定めるところによる。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月15日細則(調)第26号)

この細則は、平成15年12月15日から施行する。

附 則(平成16年9月30日細則(調)第22号)

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日細則(総)第8号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日細則(調)第43号)
この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日細則(調)第8号)
この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月15日細則(調)第26号)
この細則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、この細則の施行前に公示した案件については、施行前の細則を適用するものとする。